

埼玉県立八潮南高等学校
いじめの防止基本方針

平成26年4月策定
令和元年5月改定
埼玉県立八潮南高等学校

目 次

はじめに	3
第1 いじめの未然防止のための取組	3
第2 いじめ早期発見への取組	4
第3 いじめの早期解決への取組	5
第4 いじめ問題に向けての校内組織	6
第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について	7
第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策	8
第7 年間行事予定	8

○「学校基本方針」策定にあたって

- 平成25年10月の国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターの「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（暫定版）のPart 5：の①策定前の準備から④「学校基本方針」までを参考にする。
- 各学校で設定したいじめ防止の取組を定期的に評価し、体系的・組織的な取組が実施しやすいように具体的な数値を掲げる。
- 全職員が、自分自身がどのような成果を上げればよいかかわかるように具体的な数値を掲げる。
- 生徒指導体制や各教科をはじめとする各分掌の年間計画に基づき、具体的な実施計画・実施体制を定める。
- 年間の取組をPDCAサイクルにより検証し、「学校基本方針」を見直す。

はじめに

八潮南高等学校は、いじめ防止対策推進法第13条に基づき、生徒が安心して学校生活を送れる学校づくりのため、いじめ防止等の対策を教職員が組織一丸となって効果的に推進するために策定するものである。

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法第2条

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

第1 いじめの未然防止のための取組

研究授業、研修等を通して教員一人一人が分かりやすい授業を心掛ける、生徒に基礎・基本の定着を図る。さらに、生徒に学習に対する達成感を育成させ自尊感情を育む。全校集会、学年集会、総合的な学習の時間、LHR等において、命の大切さを指導する。以上のことから、本校では、以下2点に取り組む。

- (1) 「いじめを許さない」「からかいもいじめである」という意識を教育活動のあらゆる場面で生徒に周知する。
- (2) 「からかい」や「ひやかし」等のささいなことを見逃さない意識を教職員に周知する。

本校は、全職員が、いじめ問題に無関係でいる生徒はいないとの認識の下、企画委員会や生徒指導部で以下の取組を計画的に実施していく。

- (1) 全校集会、学年集会、総合的な学習の時間、LHR等において命の大切さを指導する。
- (2) すべての生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる学校づくりを進める。
 - ・定期的に整容指導を行い、学期当初には登校時整容指導を行う。
 - ・授業前に整容指導を行い、規律正しい態度で授業に向かわせる。

本校では、PTAの活動や生徒の自助共助の取組を積極的に支援し、生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会能力を育成することで、いじめの撲滅を図る。

- (1) 渉外部では、講演会等を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。
- (2) 生徒指導部では、生徒会活動など生徒の自主的ないじめ撲滅活動を支援していく。

第2 いじめ早期発見への取組

本校では、勉学、誠実、実行の校訓に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) 生徒指導部、生徒指導委員会は、いじめ防止対策委員会は、「生徒対象いじめアンケート調査」を年2回（6月、10月）実施。
- (2) 生徒指導部、生徒指導委員会は、いじめ防止対策委員会は、「保護者対象いじめアンケート調査」を年1回（6月）実施。

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) 「からかい」や「ひやかし」等のささいなことを見逃さない意識を教職員に周知する。
 - ・気になる変化が見られた、遊びや悪ふざけなどのように見えるものの気になる行為があった等の場合、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）をメモし、全職員で情報を共有する。
- (2) 緊急性が高いと思われる場合は、早急に対応する。
 - ・緊急性が高いと思われる場合は、速やかに管理職に報告し、全体で情報を共有する。早急にいじめ防止対策委員会を行い、対応を協議する。
- (3) 「けんか」や「ふざけ合い」についても、被害性に着目していじめの有無を判断する。

第3 いじめの早期解決への取組

本校では、勉学・誠実・実行の校訓に基づき、生徒が安心して学校生活を送ることができ、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍のできる学校づくりを目指し、全職員が以下の取組を実践していく。

- (1) いじめ問題を発見した時は、問題を抱え込むことなく速やかにいじめ防止対策委員会に報告する。また、家庭との連携を図り、学校の取組についての情報を速やかに家庭に伝え、今後の指導や防止に活かす。
- (2) いじめ防止対策委員会が中心となり、生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。
- (3) 本校では、本校職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。
- (4) 本校では、法23条2に基づき、いじめに対する措置の結果を県教育委員会へ速やかに報告する。
- (5) 「いじめの解消」については、単に謝罪をもって解消とするのではなく、2つの要件（①行為が止んで少なくとも3か月経過していること。②被害者が心身の苦痛を感じていないこと。）を満たす必要がある。

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気づき、生徒の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- (1) いじめ防止対策委員会は生徒指導部と連携し、すでに年間計画に位置づけられている生徒指導研修会において、いじめ未然防止についても研修を行い、全職員の意識向上に努める。
- (2) 全職員で問題を抱えている生徒について、現状及び今後の指導方法について、情報交換し、共通指導ができるように情報共有を図る。
- (3) スクールカウンセラーの活用やいじめ相談窓口の設置により、生徒・保護者がいじめに係わる相談ができるような相談体制を確立する。

第4 いじめ問題に向けての校内組織

いじめ防止等の対策を実効的に行うため、本校では、いじめ防止対策委員会を設置する。この委員会は生徒指導委員会と兼ねるものとする。

【構成員】

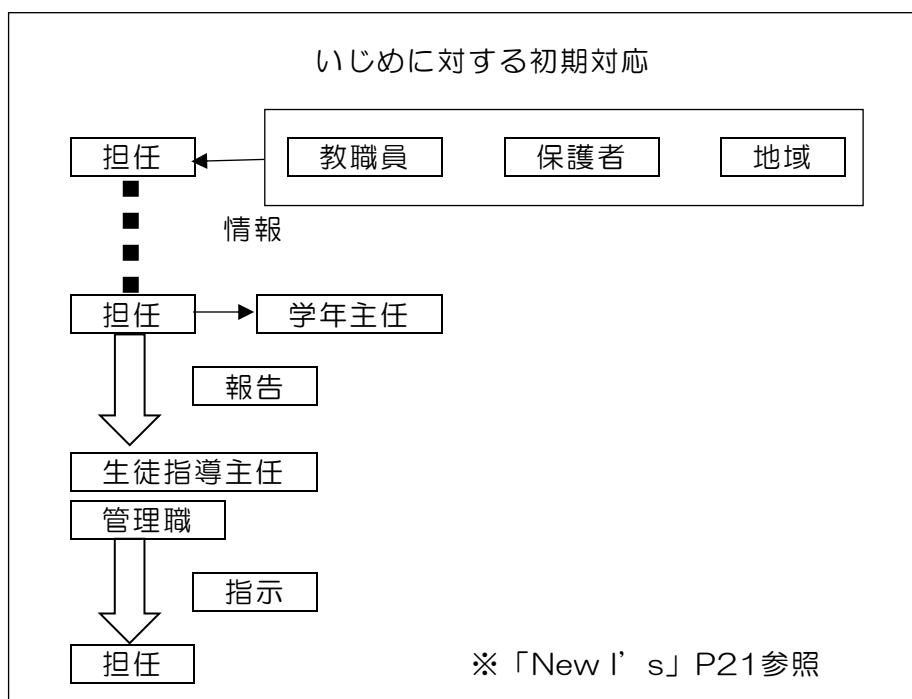
この委員会の構成員には、管理職、主幹教諭、生徒指導部、学年主任、を充て、個々の事案により、学級担任や部活動の顧問、養護教諭が参加可能とするなど柔軟な組織とする。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家や「いじめ・非行対応支援チーム」の参加を県教育委員会に要請する。

【活動内容】

- ・ 家庭や地域、関係機関との密接な連携を図る。
- ・ いじめ防止に関すること。

【開催】

- ・ 年1～2回開催するが、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。



第5 いじめ防止対策推進法第28条における「重大事態」の対応について

【重大事態の意味】

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。（「生命心身財産重大事態」）

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。（「不登校重大事態」）

また、いじめられて重大事態に至ったという申立てが児童生徒や保護者からあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、学校が、「重大事態」に対処する方向性を全職員及び外部に対して、わかりやすい対処方針を明記する。

- (1) 本校では、（文部科学省）「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、この重大事態を全職員が理解し、重大事態が生じた時、調査で得た情報は、生徒及びその保護者に提供する。さらに、埼玉県教育委員会に報告する。
調査にあたっては、公平性・中立性確保の観点から「いじめ防止対策委員会」を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有するものであって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は、特別の利害関係を有しない者の参加を図る。また、必要に応じて、県教育委員会と連携し、県の問題調査審議会の委員等の派遣を県教育委員会に要請する。
- (2) 「重大事態」を全職員が理解し、「第4いじめ問題に向けての校内組織」における組織において調査を実施する。調査結果については、28条2項に基づき保護者に対して適切に提供する。調査結果に基づき本校では、以下のとおり全職員で再発防止に努める。
- (3) 調査により把握した情報の記録は、生徒の在籍期間を踏まえ、5年間保存する。

- ・生徒指導部では、いじめが二度と起こらないため生徒指導体制の点検を行うとともに、年間計画の見直しを即座実施する。
- ・教務部では、いじめの被害生徒を守るため、補講計画を立案し、学習面のサポートを実施する。

第6 インターネットを通じて行われるいじめ対策

学校の教育理念等に基づき、インターネット上でのいじめ防止対策として学校が実施する取組を明記する。

本校では、勉学、誠実、実行の校訓に基づき、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

- (1) 情報関係の授業を活用して、ネット問題について学ばせる。
- (2) 生徒の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発プリント等を配布する。

第7 年間行事予定

学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	1 学年	2 学年	3 学年
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ防止教育（学年・生徒指導部） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ・ 企画委員会：「学校基本方針」の確認 		
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校内研修会の実施 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（三者面談時） 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒指導に関する生徒対象講演会を行う ・ 学校評議員会及び学校評価懇話会において基本方針の協議 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員対象生徒指導・人権研修会の実施 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回生徒対象いじめアンケート調査 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組） ・ 授業改善に関わる研究授業 		
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校自己評価システムシートによる「学校いじめ防止基本方針」年間評価 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校評議員会及び学校評価懇話会において基本方針の協議 ・ 教員対象教育相談研修会の実施 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「学校いじめ防止基本方針」に基づく点検 		
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止対策委員会） ・ 企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討（企画委員会） ・ 生徒対象人権講演会の実施 		